

○「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて（法令解釈通達）・新旧対照表（案）

（注）表中の傍線部分は改正部分である。

改 正 後			改 正 前		
○「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて （中略） 別表 1 長官指定告示物品の使用目的の細目と定義			○「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて （同左） 別表 1 長官指定告示物品の使用目的の細目と定義		
細目	定義	長官指定告示物品名	細目	定義	長官指定告示物品名
清澄	（省略）	（省略）	清澄	（同左）	（同左）
酸化防止	（省略）	（省略）	酸化防止	（同左）	（同左）
酒質保全	（省略）	（省略）	酒質保全	（同左）	（同左）
再発酵防止	（省略）	（省略）	再発酵防止	（同左）	（同左）
酸度調整	酒類の製造又は精製工程において、正常な酸度の範囲に調整して品質の維持を図ることをいう。	炭酸カルシウム、炭酸カリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム、アンモニア、L-酒石酸カリウム、 <u>炭酸水素カリウム、リン酸又は乳酸</u>	酸度調整	酒類の製造又は精製工程において、正常な酸度の範囲に調整して品質の維持を図ることをいう。	炭酸カルシウム、炭酸カリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム、アンモニア、L-酒石酸カリウム <u>又は炭酸水素カリウム</u>
酒質矯正	（省略）	（省略）	酒質矯正	（同左）	（同左）
副剤	（省略）	（省略）	副剤	（同左）	（同左）
（以下略）			（同左）		